



山形県公報

平成16年4月1日(木)

号 外(26)

目 次

規 則

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....(人事課)...1

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則.....(同)...同

山形県地方労働委員会事務局組織規程の一部を改正する規則.....(同)...同

規 則

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第38号

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則(平成15年4月県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「、技術補佐」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第39号

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2校の規定による職を定める規則(平成15年4月県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「、技術補佐」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県地方労働委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第40号

山形県地方労働委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

山形県地方労働委員会事務局組織規程(昭和27年10月県規則第65号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「上司の命を受けて」を「担当事務について課長を補佐し、及び」に改める。

第8条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「課長補佐にも事故があ

るときは」を「前2項の規定によつて代決を得ることができないときは」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 課長補佐にも事故があるときは、専門員担当事務については専門員がその事務を代決する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。